

久喜市告示第236号

久喜市自転車等放置防止条例（平成22年久喜市条例第192号）第10条第1項及び第4項の規定により自転車等を撤去し保管したので、第11条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年 6月12日

久喜市長 貴志信智

記

告示事項 別紙のとおり

別紙

No	整理番号	撤去・保管年月日	保管場所	放置されていた区域		自転車等の表示									
						種別	氏名	住所	防犯登録番号				車体番号	車体色	かご
									シール色	管轄	登録年等	登録番号			
1	桃-6	令和8年5月11日	栗橋行政センター	栗橋駅	東口	自転車			赤	鳥取	不明	米 B77259	B4E73224	シルバー	前